

記入例

さいたま市マンション管理等相談申込書

申込は、管理組合の管理者の他、区分所有者、居住者も可能です。

令和8年 4月10日

(宛先) さいたま市長

(申込者)

住所 さいたま市浦和区常盤6-4-4-301

(フリガナ)

氏名 さいたま 太郎

相談したい内容の種類に○をつけてください。

さいたま市マンション管理相談等実施要綱第6条に基づき

【 マンション管理相談・マンション大規模修繕相談 】を次のとおり申込みします。

※該当する相談に○

連絡先は、予約の日時のお知らせ等を行うため、正確にご記入ください。

1 相談申込者等

Table with 4 main rows: マンション名 (さいたまマンション), 役職等 (理事会, その他委員, 役職なし), 連絡先 (電話番号, mail, FAX), 管理形態 (全面管理委託, 部分管理委託, 自主管理, 管理組合なし), マンション概要 (総戸数, 階数, 棟数, 築年数).

2-1 希望の相談日時・場所等【マンション管理相談】

Table with 4 columns: 希望日, 希望時間, 希望場所. Includes 3 rows of preferences and explanatory text for dates and times.

2-2 希望の相談日時・場所等【マンション大規模修繕相談】

Table with 4 columns: 希望日, 希望時間, 相談場所. Includes 3 rows of preferences and explanatory text for dates and times.

【マンション管理相談】をご希望の方は「2-1」を【マンション大規模修繕相談】をご希望の方は「2-2」に希望日、時間、場所を記入してください。

【裏面もご記入ください】

相談をしたい内容に○をつけてください。
記載にない内容の場合は、「その他」に○を付け、
最下段の【相談内容の詳細】に記入してください。

3 相談内容

<p>マンション 管理相談</p> <p>※該当に○ ※複数回答可</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理組合の成立、運営、管理規約等に関すること。 管理費、修繕積立金等の財務に関すること。 管理委託契約等の契約に関すること。 長期修繕計画の作成及び見直しに関すること。 <input checked="" type="radio"/> 管理計画の認定に関すること。 その他（内容は、下部の相談内容詳細に記入してください。）
<p>マンション 大規模修繕相談</p> <p>※該当に○ ※複数回答可</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模修繕工事に関すること。 建物保全及び維持のための修繕工事に関すること その他（内容は、下部の相談内容詳細に記入してください。）
<p>相談内容 の詳細</p> <p>※別紙添付可</p>	<p>管理計画の認定を取得したいと考えているのだが、管理組合の理事に伝えても、何もしてくれない。マンションに住んでいる他の方も、取得すべきと考えている方もいるようだが、どのように立ち振る舞えば認定取得に前向きになるか教えてほしい。 また、認定に向けての流れや、管理組合として行うべきことを教えてほしい。</p>

マンション管理相談にお申込みの場合は、
上段の相談内容から選択してください。

マンション大規模修繕相談にお申込みの場合は、
中段の相談内容から選択してください。

【留意事項】

本相談は、問題（トラブル）を直接解決するものではありません。一定の経験又は資格を有する相談員が、限られた時間内で、その場で得られた情報を基に、相談者が問題解決を図る際の参考となる助言（アドバイス）を行うものです。

つきましては、助言の内容については、相談者ご自身の責任において確認・検証の上、最終的な判断をさせていただきますようお願いいたします。

また、本相談の性質上、助言の内容及びその結果等に関し、当方は法的責任を負うものではありませんのでご了承ください。

【その他の留意事項】

- 相談時間は上記の時間内とします。相談が途中の場合でも終了させていただきます。
- 管理相談、大規模修繕相談は、それぞれ、お一人様年度1回のご利用に限らせていただきます。
- 相談員の指名はできません。
- 予約は先着順とさせていただきます。
- 予約キャンセルの場合は、速やかにご連絡ください。開始時間から15分経過しても来場されない場合は無断キャンセルとし、年度1回利用したものとみなします。
- 相談中の録音は禁止とさせていただきます。
- 相談員の資格の範囲内での相談となるため、お答えできる内容には限りがございます。
- 調停・係争中の案件はご相談いただけません。
- 利益相反に該当する相談内容の場合、お断りさせていただきます。
- 相談概要が分かる書類や相談用紙等がある場合、当日お手元にご準備ください。

※相談時に準備できる書類の例

- | | | | |
|-------|-------|----------|--------|
| ・管理規約 | ・使用細則 | ・管理委託契約書 | ・現地写真等 |
| ・修繕記録 | ・竣工図書 | ・長期修繕計画書 | ・収支報告書 |

【申込先】 ※窓口・電子申請・郵送・FAX・Emailで申込みできます。

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市建設局建築行政部住宅政策課

マンション管理支援係 宛

TEL:048-829-1518 FAX:048-829-1982

メール:jyuutaku-seisaku@city.saitama.lg.jp